

# 茨城県報号外

昭和45年3月16日

月曜日

(明治35年3月17日)  
(第三種郵便物認可)目次

## 告示

ページ	
●国民健康保険医の登録(国民健康保険課) .....	1
●保険医の登録(保険課) .....	2
●西部地区農地交換分合計画一部変更の認可(農地管理課) .....	2
●常澄東部地区ほか農地交換分合計画の認可(〃) .....	2
●寺田第二地区土地改良事業の認可(〃) .....	3
●寺田第三地区土地改良事業の認可(〃) .....	3
●寺田第四地区土地改良事業の認可(〃) .....	3
●岩花地区土地改良事業の認可(〃) .....	3
●掛馬第二地区土地改良事業の認可(〃) .....	3
●馬場下地区土地改良事業の認可(〃) .....	4
●源法寺地区土地改良事業の認可(〃) .....	4
●東染地区土地改良事業の認可(〃) .....	4
●馬立地区土地改良事業の認可(〃) .....	4
●道路の区域変更(2件)(道路維持課) .....	4
●道路の供用開始(2件)(〃) .....	5
●青果物市場の開設期間の更新(県南農林事務所) .....	6
●梶山土地改良区役員の就任及び退任(鉢田土地改良事務所) .....	6
●鶴戸沼土地改良区役員の退任(境土地改良事務所) .....	7

## (公安委員会)

●交通信号機を設置し、管理する場所の一部改正(交通企画課) .....	7
-------------------------------------	---

## 公告

●地籍調査の成果の認証(農地計画課) .....	8
●宅地建物取引業者の免許(建築住宅課) .....	8
●宅地建物取引業者の免許事項変更(〃) .....	8

告示

## 茨城県告示第318号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

記号・番号	登録年月日	国保医(薬剤師)名
茨国医 第2616号	45. 2. 20	阿部田 稔

**茨城県告示第319号**

健康保険法第43条の5第1項の規定により、次のとおり保険医として登録した。

昭和45年3月16日

氏名	登録記号番号	登録年月日
阿部田 稔	茨医 2677	45. 2. 20

**茨城県告示第320号**

昭和34年3月30日付茨城県告示第260号で告示した新治村農業委員会、西部地区の農地交換分合計画の一部変更については、昭和45年3月7日認可した。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

**茨城県告示第321号**

下記事業主体から申請があつた土地改良法第98条第8項(同法第111条において準用する場合を含む。)の規定による交換分合計画は、昭和45年3月7日認可したから同条第10項の規定により公示する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

事業主体名	地区名
常澄村農業委員会	常澄東部
緒川村	上小瀬
麻生町	麻生第二
" "	大和第二
八郷町	恋瀬
下妻市	総上東部
千代川村	皆葉
水海道市	菅原
猿島町	生子

**茨城県告示第322号**

昭和44年8月30日付で岡堰土地改良区から申請のあつた寺田第二地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第323号**

昭和44年8月30日付で岡堰土地改良区から申請のあつた寺田第三地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第324号**

昭和44年8月30日付で岡堰土地改良区から申請のあつた寺田第四地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第325号**

昭和44年10月10日付で岩崎江堰土地改良区から申請のあつた岩花地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第326号**

昭和44年12月11日付で清明川土地改良区から申請のあつた掛馬第二地区 土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第327号**

昭和44年12月15日付で里川堰土地改良区から申請のあつた馬場下地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第328号**

昭和44年9月19日付で真壁郡真壁町大字源法寺417番地、沼口三郎ほか31名から認可申請のあつた源法寺地区土地改良事業については、土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和45年3月7日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第329号**

昭和44年12月8日付で久慈郡水府村大字東染1095番地、吉沢伝一ほか10名から認可申請のあつた東染地区土地改良事業については、土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和45年3月7日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第330号**

昭和44年11月10日付で千代田村長染田正義から認可申請のあつた馬立地区土地改良事業を昭和45年3月10日付で土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第331号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和45年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号線

## 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要
結城郡八千代村大字貝谷字西 122—2 地先から	旧	メートル 4.0~7.0	メートル 5,486.0	
猿島郡三和町大字間中橋字三角 173—1 地先まで	新	10.5~33.0	5,502.0	

## 茨城県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和45年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 小岩戸赤塚停車場線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要
東茨城郡美野里町大字小岩戸 字辻下200—1 地先から	旧	メートル 2.0~15.0	メートル 1,060.0	
東茨城郡美野里町大字小岩戸 字新田後1747地先まで	新	4.0~18.0	960.0	

## 茨城県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

1 路線名 一般国道125号線

2 供用開始の区間 結城郡八千代村大字貝谷字西122—2 地先から

猿島郡三和町大字間中橋字三角173—1 地先まで

3 供用開始の期日 昭和45年3月16日

## 茨城県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和45年3月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道小岩戸赤塚停車場線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡美野里町大字小岩戸字辻下200—1地先から  
東茨城郡美野里町大字小岩戸字新田後1747地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和45年3月16日

## 茨城県告示第335号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、昭和45年3月6日付で次の市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和45年3月16日

茨城県県南農林事務所長 身 内 正太郎

- | 市場の名称  | 市場の所在地                                    | 許可期間                       |
|--------|---|----------------------------|
| 米印青果市場 | 土浦市田中町 <sup>1462</sup> <sub>1464</sub> 番地 | 昭和45年3月8日から<br>昭和48年3月7日まで |

## 茨城県告示第336号

鹿島郡大洋村大字汲上に事務所をおく梶山土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届出があつたから土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和45年3月16日

茨城県鈴田土地改良事務所長 小 坂 政 治

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字汲上1674	理 事	野 沢 市 郎	理 事 長
" " 大字梶山 675	"	梶 山 勘 衛	
" " " 946	"	林 清 一	
" " 大字二重作447	"	小 島 三 郎	
" " 大字汲上1722	"	照 山 誠 一	
" " " 1819	"	飯 島 平	
" " " 1572	"	飯 島 茂	
" " " 1461	"	岸 田 実	
" " 大字濁沢 209の1	"	田 口 藤兵衛	
" " " 269	"	永 井 五 郎	
" " 大字上幡木955	"	取 次 清	
" " 大字梶山 667	監 事	大 梶 三 好	

" " " 1093 " 梶山武雄  
 " " 大字汲上2475の1 " 浜名政次

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字梶山 675	理 事	梶山勘衛	理 事 長
" " " 1094	"	梶山元津	
" " 大字二重作447	"	小島三郎	
" " 大字汲上1722	"	照山誠一	
" " " 1674	"	野沢市郎	
" " " 1819	"	飯島平	
" " " 1572	"	飯島茂	
" " " 1542	"	菅谷正雄	
" " 大字台濁沢311	"	飯島利男	
" " " 269	"	永井五郎	
" " 大字幡木 955	"	取次清	
" " 大字梶山 667	監 事	大槻三好	
" " " 1093	"	梶山武雄	
" " 大字汲上1448	"	飯島正弘	

## 茨城県告示第337号

猿島郡岩井町大字鶴戸439番地の3に事務所を置く鶴戸沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和45年3月16日

茨城県境土地改良事務所長 安達敏三

## 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡岩井町大字鶴戸465	理 事	石塚好之	死亡による

## (公 安 委 員 会)

## 茨城県公安委員会告示第5号

交通信号機を設置し、管理する場所（昭和36年茨城県公安委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

昭和45年3月16日

茨城県公安委員会委員長 堀 肇

交通信号機を設置し、管理する場所の表225の項の次に次のように加える。

226	水戸市泉町3丁目2番1号先	国道50号線 明治生命水戸支社前	水 戸
227	水戸市河和田町2209番地先	国道50号線 赤塚ゴルフ練習所前	水 戸
228	勝田市本町28番地先	県道 常東運輸車庫前	勝 田

229	竜ヶ崎市根町3615番地先	県道 瀬尾方前	竜ヶ崎
230	結城市大字結城白銀町7246番地先	国道50号線 山下材木店前	結 城
321	水戸市青柳町265番地先	県道 広瀬利光方前	水 戸

## 公 告

### ●地籍調査の成果の認定について

猿島郡猿島町における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定にもとづき国土調査の成果として昭和45年3月3日認証したから、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

1 調査を行なつた者の名称

猿島郡猿島町

2 調査を行なつた地域及び期間

猿島郡猿島町大字逆井の一部

昭和42年12月10日から昭和43年1月25日まで

3 成果の名称

猿島郡猿島町の地籍図及び地籍簿

### ●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

免許番号 及び年月日	商号又字名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
(1) 45. 3. 16	株式会社興新商事	栗田尚義	土生正司	水戸市渡里町2566
(1) 45. 3. 16	有限会社増田商事	増田俊雄	鈴木康弘	水戸市新荘3丁目3番3号

### ●宅地建物取引業者の免許事項変更について

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和45年3月16日

茨城県知事 岩上二郎

免許番号	免許年月日	商号又は名称	事許事項の変更
(1) 117	44.5.1	山源商事	<p>◎主たる事務所の変更 新 鹿島郡神栖町知手4320-2 旧〃 神栖町奥野谷5878</p> <p>◎取引主任者の変更 新 天津きよ子 旧 田谷五良</p>

◀ 県政の総覽 ▶ 県民の六法 ▶

## ＝茨城県報＝

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「**茨城県報**」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの**県報**の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。

購読料は、送料とも1カ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）  
（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所